

別記様式第二十二の五(第三十七条の四関係)

5	
運 転 禁 止 処 分 票	
この 国際運転免許証 の所持者は、日本国における自動車等の運転を次の期間 外国運転免許証 の所持者は、日本国における自動車等の運転を次の期間 間次の理由により禁止された。	
期 間	
理 由	
年 月 日	
公 安 委 員 会 印	
7	

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。